

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公表番号】特表2016-528018(P2016-528018A)

【公表日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2016-536493(P2016-536493)

【国際特許分類】

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

A 6 1 P 7/04 (2006.01)

C 0 7 K 7/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 31/00 Z

A 6 1 P 7/04

C 0 7 K 7/08 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月15日(2017.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手術用メッシュであって、自己組織化ペプチドの脱水または乾燥した織布または不織布纖維を含み、この自己組織化ペプチドは、式I-I V：

((Xaaⁿe^u-Xaa⁺)_x(Xaaⁿe^u-Xaa⁻)_y)_n (I) ;

((Xaaⁿe^u-Xaa⁻)_x(Xaaⁿe^u-Xaa⁺)_y)_n (II) ;

((Xaa⁺-Xaaⁿe^u)_x(Xaa⁻-Xaaⁿe^u)_y)_n (III) ;

((Xaa⁻-Xaaⁿe^u)_x(Xaa⁺-Xaaⁿe^u)_y)_n (IV)

の1つ以上を構築する8から200個のアミノ酸残基を含み、

式中、Xaaⁿe^uは、生理学的条件で中性電荷を有するアミノ酸残基であり；Xaa⁺は、生理学的条件で正電荷を有するアミノ酸残基であり；Xaa⁻は、生理学的条件で負電荷を有するアミノ酸残基であり；xおよびyは、独立して1、2、3または4の値の整数であり；およびnは、1から5の値を有する整数である、手術用メッシュ。

【請求項2】

自己組織化ペプチドが、RADARADARADARADA(配列番号1)、RARA
RADADADA(配列番号112)、AEAKAEAKAEAKAEAK(配列番号5
6)、RARARARADADADA(配列番号113)、RAEARAEARAE
ARAEA(配列番号58)、KADAKADAKADAKADA(配列番号59)、
EAKAEAKAEAKAEAKA(配列番号410)、およびこれらの組合せからなる
群から選択されるアミノ酸残基の配列を有する、請求項1に記載の手術用メッシュ。

【請求項3】

自己組織化ペプチドのすべてが同じ大きさであり、および同じアミノ酸配列を有する、
請求項1に記載の手術用メッシュ。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか一項に記載の手術用メッシュ、および1種類以上の非自己組織化材料を含む、患者の体液の移動を減少または防止するための組成物。

【請求項 5】

手術用メッシュが、部分的または完全に生分解性である、請求項1 または 2のいずれか一項に記載のメッシュ。

【請求項 6】

下地材料を含む、請求項4に記載の組成物。

【請求項 7】

1種類以上の治療薬剤、予防薬剤および／または診断薬剤を含む、請求項4 または 6に記載の組成物。

【請求項 8】

止血剤を含む、請求項4、 6 または 7に記載の組成物。

【請求項 9】

手術用メッシュまたは組成物が容器内に入れられ、当該容器がさらに乾燥剤を含む、請求項1 から 3 または 5のいずれか一項に記載の手術用メッシュ、または請求項4 または 6 から 8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

pH調整剤をさらに含む、請求項4 または 6 から 8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

手術用メッシュが、マイクロフルイディクス；射出成形；スタンピング；望ましい形状を有する表面の上でのテンプレート化；エレクトロスピニング；粉末の凍結；溶液の凍結；固体基材のコーティング、またはこれらの組み合わせからなる群から選択される方法によって調製される、請求項1 から 3、 5 または 9のいずれか一項に記載の手術用メッシュ。

【請求項 12】

手術用メッシュが、自己組織化ペプチドのストック溶液のエレクトロスピニングによって調製される、請求項1 から 3、 5、 9 または 11のいずれか一項に記載の手術用メッシュ。

【請求項 13】

体液が血液である、請求項4、 6 から 8 または 10のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

患者が、原発性、続発性または後天性の出血／凝固／血栓形成障害を患有、請求項4、 6 から 8、 10 または 13のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 15】

自己組織化ペプチドが、メッシュ製造時に自己組織化する、請求項4、 6 から 8、 10、 13 または 14のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 16】

自己組織化ペプチドが、手術用メッシュを適用する前、適用している間、または適用した後にすぐに自己組織化する、請求項4、 6 から 8、 10 または 13 から 15のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 17】

ペプチドが、手術用メッシュとカチオン溶液とを接触させることによって組織化する、請求項4、 6 から 8、 10 または 13 から 16のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 18】

ストック溶液が、5 mM未満の濃度のイオン類を含む、請求項12に記載の手術用メッシュ。